

農山漁村振興交付金実施要綱（案）

制定
27農振第2325号
平成28年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成29年4月●日付け28農振第●●号

第1 目的及び趣旨

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、教育、福祉等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっている。

また、「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み農山漁村の所得向上を図ることが特に重要となっている。

上記を踏まえ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付する。

第2 農山漁村振興交付金の対象

1 交付対象事業

(1) 振興交付金は、(2)に掲げる交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

(2) 交付対象事業は、次に掲げるものとし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによるものとする。

- ① 都市農村共生・対流及び地域活性化対策
- ② 山村活性化対策
- ③ 農山漁村活性化整備対策
- ④ 農泊推進対策

2 事業実施主体及び要件

(1) 事業実施主体

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施する者(以下「事業実施主体」という。)は、都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体等であって、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

(2) 要件

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施するに当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

3 事業実施期間

振興交付金を交付する期間は、第3の農山漁村振興推進計画ごとに、振興交付金を受けて、1の(2)に掲げる交付対象事業に着手する日の属する年度の4月1日から起算して5年以内とし、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

第3 農山漁村振興推進計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、農山漁村振興推進計画(以下「振興推進計画」という。)を策定し、国に提出するものとする。ただし、第2の1の(2)の②を実施するに当たっては、市町村が山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定による山村振興計画を策定するものとし、当該山村振興計画を振興推進計画とみなす。また、第2の1の(2)の③を実施するに当たっては、都道府県又は市町村が農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項の規定による活性化計画を策定するものとし、当該活性化計画を振興推進計画とみなす。

第4 事業実施計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、第2の1の(2)の①、②及び④の事業にあつては事業実施主体が、第2の1の(2)の③の事業にあつては都道府県又は市町村が、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画及び年度別事業実施計画を策定し、国に提出するものとする。

第5 助成

国は、第3の振興推進計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長が別に定めるところにより、第2の1の(2)の①、②及び④の事業にあつては事業実施主体に、第2の1の(2)の③の事業にあつては都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内で振興交付金を交付するものとする。

第6 事業実施結果の評価

1 都道府県、市町村等は、農村振興局長が別に定めるところにより、交付対象事業の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するものとする。

- 2 都道府県、市町村等は、1により公表した評価について、農村振興局長が別に定めるところにより、国に報告しなければならない。

第7 推進指導等

- 1 国は、振興交付金の実施について、推進体制の整備、助言及び指導の実施等に努めるものとする。
- 2 国は、振興交付金の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

第8 関連事業等との連携

- 1 国は、振興交付金の実施に当たっては、関係省庁相互間及び地方自治体等との連携に努めるものとする。
- 2 国は、都道府県との連携強化を図るため、事業実施主体が所在する都道府県に対し、振興推進計画等に係る情報を提供するものとする。

第9 委任

振興交付金の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1905号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月●日から施行する。

農山漁村振興交付金実施要領（案）

制定
27農振第2326号
平成28年4月1日
農林水産省農村振興局長通知

改正 平成29年4月●日付け28農振第●●号

第1 趣旨

農山漁村振興交付金の実施については、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

実施要綱第2の1の（2）に掲げる交付対象事業の事業内容、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、次のとおりとする。

1 都市農村共生・対流及び地域活性化対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくり、地域資源を活用し地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、福祉農園等の整備や福祉と連携した農業活動等の取組を支援する事業をいい、事業内容の詳細、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙1及び別紙2において定めるものとする。

2 山村活性化対策

特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援する事業をいい、事業内容の詳細、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙3及び別紙4において定めるものとする。

3 農山漁村活性化整備対策

都道府県又は市町村が作成する農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進のための計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援する事業（農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験や農村地域の人々との交流を楽しむ滞在（以下「農泊」という。）に関連する施設等の整備を支援する農泊推進関連対策の事業を含む。）をいい、事業内容の詳細、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙5及び別紙6において定めるものとする。

4 農泊推進対策

農山漁村において、「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援する事業をいい、事業内容の詳細、事業実施主体、要件及び事業

実施期間は、別紙7及び別紙8において定めるものとする。

第3 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

1 農山漁村振興推進計画に記載する内容

実施要綱第3の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）に記載する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 地域、事業実施主体等の概要
- (2) 地区の現状・課題
- (3) 地区の将来像
- (4) 取組
- (5) 目標（定量的指標数値）
- (6) その他事業実施に必要な事項

2 農山漁村振興推進計画の様式

振興推進計画の様式については、交付対象事業ごとに別紙1から別紙8までに定めるところによるものとする。

3 農山漁村振興推進計画の提出

都道府県又は市町村等が振興推進計画を国に提出するに当たっては、交付対象事業ごとに別紙1から別紙8までに定めるところにより、提出するものとする。

4 事業実施計画

実施要綱第4の事業実施計画及び年度別事業実施計画については、交付対象事業ごとに別紙1から別紙8までに定めるところによるものとする。

第4 助成

実施要綱第5の振興推進計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費は、交付対象事業ごとに別紙1から別紙8までに定めるところによるものとする。

第5 事業実施結果の評価

実施要綱第6による交付対象事業に係る事業実施後の評価等については、交付対象事業ごとに別紙1から別紙8までに定めるところにより実施するものとする。

第6 交付金交付決定前の着手（着工）

1 交付対象事業の着手（着工）は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手（着工）する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金交付決定前着手（着工）届を提出するものとする。

2 農山漁村振興交付金交付決定前着手（着工）届の様式は、別添1を参考とするものとする。

附則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この要領の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
- (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25農振第394号農林水産省農村振興局長通知）
 - (2) 農村集落活性化支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第1906号農林水産省農村振興局長通知）
 - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）
 - (4) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）
- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この要領は、平成29年4月●日から施行する。

別紙 7

(農泊推進対策に関する事業に係る運用)

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の④に掲げる農泊推進対策の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容等

農泊推進対策は、「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るための取組を支援するものであり、その具体的な事業内容、事業実施主体、振興交付金の交付を受けるための選定要件等は別表に定めるものとする。

1 農泊推進事業

農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立や農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組や情報発信等の取組

2 人材活用事業

農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、地域外の人材や専門的スキル等を活用する取組

3 施設整備事業

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、農林漁家レストランの整備や修景など、農泊を推進するために必要となる施設等の新設又は補修・改修を行う取組

4 広域ネットワーク推進事業

観光ビジネスとして持続可能な体制により磨き上げられた地域資源を観光誘客に結びつけ、関係省庁と連携した国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信等する取組

第 3 事業実施期間

各事業の実施期間は、次の期間を上限とする。

- 1 第 2 の 1 の事業は 2 年間とする。
- 2 第 2 の 2 の事業は 2 年間とする。
- 3 第 2 の 3 の事業は 2 年間とする。
- 4 第 2 の 4 の事業は 1 年間とする。

第 4 事業の公募

事業の公募は、以下に掲げる者が、別に定める公募要領により、事業

実施提案書の公募及び選定を行うものとする。

- 1 別表の1から3及び4の(1)の事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）
- 2 別表の1から3及び4の(1)の事業を実施しようとする地域が沖縄県に所在する場合にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
- 3 別表の1から3及び4の(1)の事業を実施しようとする地域が2以外の都府県に所在する場合にあっては、地方農政局長
- 4 別表4の(2)の事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長（以下、1から4までに掲げる者を「地方農政局長等」という。）

第5 事業実施の手続

- 1 第2の1から4までの事業にあっては、事業実施主体は、事業の開始年度において、別紙8に定めるところにより、各事業の内容を取りまとめの上、振興推進計画を策定し、実施要綱第4に定める事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 振興推進計画策定の留意事項
振興推進計画の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
 - (1) 振興推進計画には、振興推進計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標を定めること。
第2の1から3までの事業にあっては、体験プログラムの販売や宿泊料等の売上げに係る数値目標を定めること。また、宿泊者数、雇用者数、外国人旅行者数、定住人口、遊休農地の解消、農林漁業体験者数の中から1つ選択し、数値目標を定めること。なお、目標を定める際には、第2の1から3までの取組に対応した目標となるようにすること。
 - (2) 振興推進計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。
 - (3) 振興推進計画の目標及び評価指標の設定内容に対して取組の内容が妥当であること。
- 3 事業実施計画の策定に当たっては、第2の1から4までの事業における事業の開始年度において、別紙8に定めるところにより、各事業の内容を取りまとめの上、事業実施計画を策定するものとする。
- 4 地方農政局長等は、1により提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

- 5 第2の1から3までの事業にあつては、事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度において、別紙8に定めるところにより、年度別事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 6 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、4により承認した振興推進計画及び事業実施計画並びに5により提出された年度別事業実施計画について、別紙8に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。
- 7 別紙8に定める振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、4に準じて承認等を行うものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で、別紙8に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第7 完了報告

事業実施主体は、第5の4により地方農政局長等が承認した振興推進計画及び事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙8に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 事業実施結果の評価

- 1 第2の1及び2の事業にあつては、事業実施主体は、別紙8に定めるところにより、事業の開始年度から起算して2年目の年度である目標年度までの毎年度、振興推進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

第2の3の事業を実施する場合にあつては、事業の開始年度から起算して3年目の年度である目標年度において、振興推進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、別紙8に定めるところにより、事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を公表するものとする。また、地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により事業評価の内容を評価するに当たり、別紙8に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。
- 4 1により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。

別表

事 項	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額
1 農泊推進事業	<p>農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立や農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組</p>	<p>以下に掲げる法人又は団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した法人又は団体の中から選定されたものとする。</p> <p>(1) 地域協議会（別紙8の第6に定める協定を定めた団体。以下同じ。） (2) 農業協同組合 (3) 農業協同組合連合会 (4) 森林組合 (5) 森林組合連合会 (6) 漁業協同組合 (7) 漁業協同組合連合会 (8) 農林漁業者が組織する団体 (9) 地方公共団体が出資する団体 (10) 地域再生推進法人 (11) P F I 事業者 (12) 特定非営利活動法人</p>	<p>以下の要件のうち（1）及び（2）と（3）のいずれかを満たすこと。</p> <p>（1）農泊を観光ビジネスに資する取組として実施すること。 （2）事業実施主体の欄の（1）を事業実施主体とする場合にあつては、構成員に市町村及び農泊実施の中心的な役割を担う法人又は法人になる見込みの団体を含むこと。 （3）事業実施主体の欄の（2）から（12）までを事業実施主体とする場合にあつては、農泊の取組内容を記載した事業計画について、市町村の認定を受けること。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>（1）交付率は、定額とする。 （2）各年度の助成額の上限は、事業開始年度は800万円、事業開始年度の翌年度は400万円とする。</p>
2 人材活用事業	<p>農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、地域外の人材や専門的スキル等を活用する取組</p>	<p>事項の1の事業を実施している法人又は団体とする。</p>	<p>農泊の推進に資する事業であること。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>（1）交付率は、定額とする。 （2）各年度の助成額の上限は、250万円とする。</p>
3 施設整備事業	<p>古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、農林漁家レストラン等の整備、修景など、農泊を</p>	<p>以下に掲げる法人又は団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p>	<p>交付率は1／2とする。</p>

	<p>推進するために必要となる施設及び附帯施設の整備</p>	<p>法人又は団体の中から選定されたものとする。</p> <p>(1) 市町村 (2) 地域協議会の構成員である法人 (3) 農業協同組合 (4) 農業協同組合連合会 (5) 森林組合 (6) 森林組合連合会 (7) 漁業協同組合 (8) 漁業協同組合連合会 (9) 農林漁業者が組織する団体 (10) 地方公共団体が出資する団体 (11) 地域再生推進法人 (12) P F I 事業者 (13) 特定非営利活動法人</p>	<p>(1) 事業実施主体の欄の(2)から(13)までに掲げる団体等を事業実施主体とする場合にあっては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。</p> <p>(2) 事業実施主体の欄の(2)から(13)までに掲げる団体等を事業実施主体とする場合にあっては、整備する施設の利用規程を作成し、市町村の認定を受けること。</p> <p>(3) 農村振興局長が別に定める基準に適合するものであること。</p>	
<p>4 広域ネットワーク推進事業</p>	<p>観光ビジネスとして持続可能な体制により磨き上げられた地域資源を観光誘客に結びつけるため、関係省庁と連携し、国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信等する取組</p> <p>(1) 都道府県単位における取組 (2) 全国単位における取組</p>	<p>(1) の事業にあっては都道府県、(2) の事業にあっては以下に掲げる法人又は団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した法人又は団体の中から選定されたものとする。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人 (2) 一般社団法人又は一般財団法人 (3) 公益社団法人又は公益財団法人 (4) 観光協会 (5) 旅行業者が組織する団体 (6) 民間企業 (7) その他農村振興局長が必要と認める団体等</p>	<p>農泊の推進に資する事業であること。</p>	<p>交付率は定額とする。 (1) の事業の助成額の上限は、1 都道府県当たり250万円とする。</p>

別紙 8

(農泊推進対策に関する事業に係る取扱い)

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ④に掲げる農泊推進対策の取扱いについては、実施要綱、実施要領及び別紙 7 によるほか、この取扱いに定めるところによる。

第 2 事業実施の手続

1 振興推進計画の策定等

事業実施主体は、別紙 7 の第 4 の事業実施提案書の選定を受けてから 1 箇月以内に次の (1) 又は (2) に掲げる様式により、別紙 7 の第 5 の 1 の振興推進計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、別紙 7 の第 2 の 1 及び 3 の事業にあつては、別紙 7 の別表の事業実施主体欄に掲げる協定を確認できる資料を添付するものとする。

(1) 別紙 7 の第 2 の 1 から 3 までの事業については、別紙様式第 1 号及び第 7 号とする。

(2) 別紙 7 の第 2 の 4 の事業については、別紙様式第 2 号、第 3 号及び第 7 号とする。

2 事業実施計画の策定

事業実施主体は、別紙 7 の第 4 の事業実施提案書の選定を受けてから 1 箇月以内に次の (1) 又は (2) に掲げる様式により、事業実施計画を策定するものとする。

(1) 別紙 7 の第 2 の 1 から 3 までの事業については、別紙様式第 4 号とする。

(2) 別紙 7 の第 2 の 4 の事業については、別紙様式第 5 号又は第 6 号とする。

3 年度別事業実施計画の策定等

事業実施主体は、別紙 7 の第 2 の 1 から 3 までの事業にあつては、別紙 7 の第 5 の 5 の年度別事業実施計画を別紙様式第 8 号により策定し、地方農政局長等に別紙様式第 9 号により 4 月末までに提出するものとする。

4 振興推進計画、事業実施計画及び年度別事業実施計画の報告

地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、別紙 7 の第 5 の 6 の報告に当たっては、別紙様式第 10 号又は第 11 号により農村振興局長に報告するものとする。

5 振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更

別紙 7 の第 5 の 7 の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 総事業費の3割を超える増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 各事業の追加及び廃止

第3 助成

別紙7の第6の経費は、別紙7の第2の1、2及び4の事業にあっては次のとおりとする。

なお、人件費（給料、賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が5年未満のものに限る。）
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が5年未満のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

第4 完了報告

別紙7の第7による報告は、別紙様式第12号により、全ての事業が完了した年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

第5 事業実施結果の評価

- 1 別紙7の第8の1による事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 2 別紙7の第8の1による事業の評価の報告は、別紙様式第13号及び第14号により、別紙7の第2の1及び2の事業にあつては、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度まで、毎年度5月末までに行うものとする。
また、別紙7の第2の3の事業にあつては目標年度の翌年度の5月末までに行うものとする。
- 3 別紙7の第8の2の報告は、別紙様式第15号により速やかに行うものとする。
- 4 別紙7の第8の2及び4による評価結果等の公表については、地方農政局等のホームページ等において行うものとする。
- 5 別紙7の第8の3の第三者機関は、別紙7の第8の1により報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第16号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 6 別紙7の第8の4の低調とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 振興推進計画に定める目標年度までの期間において、同計画で定めた目標の達成率が2年連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合
 - (2) 事業実施計画に定めた農泊推進事業の取組と事業実績の比較をし、取組内容の達成率が50%未満となった場合

第6 事業実施主体

- 1 別紙7の別表の事業実施主体の欄の協定とは、事業実施主体の各構成員が同意した、次に掲げる事項を定めた規約等とする。
 - (1) 目的
 - (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
 - (3) 意思決定方法
 - (4) 解散した場合の地位の承継者
 - (5) 事務処理及び会計処理の方法
 - (6) 会計及び事務監査の方法
 - (7) (1) から(6)までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

- 2 別紙7の別表の1の選定要件欄の(2)の農泊実施の中心的な役割を担う法人になる見込みの団体とは、事業完了時には法人格を有し、農泊実施の中心的な役割を担う組織となることが見込まれる団体。
- 3 別紙7の別表の1の事業実施主体の欄の(2)から(12)までを事業実施主体とする場合にあっては、事業完了時には地域協議会を組織し、「農泊」の推進に係る合意形成の場を創設すること。

第7 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第8 実施基準等について

別紙7の別表の事項3の選定要件の欄の(1)に掲げる農村振興局長が別に定める基準とは、次に掲げるものとする。

- 1 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等を交付対象とすることはできないものとする。
- 2 費用対効果分析は、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農村振興局長通知）に定めるところにより行い、この費用対効果分析の結果が、同通知の基準を満たしていなければならない。なお、既存の滞在施設の改修又は建物の附帯的な施設、修景の整備を行う場合にあっては、投資効率を1.0とみなすことができるものとする。
- 3 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、古民家等の郷土遺産的な建物及び既存の滞在施設等を活用する場合、当該施設に係る改修又は建物の附帯的な施設整備等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

- (1) 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。
- (2) 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、交付対象とすることができるものとする。
- (3) 古品、古材の利用については、次によるものとする。

- ア 古品古材を利用する場合は、古品古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。
- イ 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。
- ウ 古品古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、交付対象としないものとする。
- エ 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。
- 4 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。
- 5 整備される施設に浴室が含まれる場合の取扱いについては、次のとおりとする。
- （1）浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。
- （2）温泉水の活用は認めない。
- 6 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあっても交付の対象としないものとする。
- 7 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。
- （1）都道府県及び近隣市町村内の類似施設の賦存状況、利用状況の実績及び今後の見込み等
- （2）施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等
- （3）施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等
- （4）施設等の適切な運営に必要な経営戦略及び運営体制等
- 8 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。
- 9 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

- 10 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- 11 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。
- 12 施設の用地が確保される見通しがないなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。
- 13 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- 14 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- 15 汎用性のある備品等は交付対象としない。
- 16 宿泊機能を備えた施設の整備をする場合にあっては、次に掲げる事項に適合すること。
 - (1) 実施地域内における農山漁村体験や農林漁業体験と一体的な利用形態を備えていること。
 - (2) 一部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年若しくは学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。
 - (3) 1計画の宿泊室数が原則として10室以内であること。ただし、既存施設を活用する場合はこの限りではない。

第9 事業の施行

別紙7の第2の3の事業にあっては、事業実施主体は、次に掲げる事項を踏まえ、事業を施行するものとする。

1 事業の施行

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において明確に年度ごとの事業量・事業費の区分を行うようにすること。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競

争見積等)により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は、次の(2)から(4)までに掲げるとおり請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

(2) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

(ア) 事業実施主体が、農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会等の議決を得る等の手続きを行う場合

(イ) 事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づきPFI事業を実施する場合

(ウ) 競争入札に付しても入札者がいないとき又は落札に至らない場合

(ウ)の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

なお、地方農政局長等は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(3) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(4) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡

すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とするものの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とするものについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的

に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の抑制を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

3 工事実施の手続

- (1) 事業実施主体は、本事業に係る工事に着手するときは、速やかにその旨を別紙様式第17号により、地方農政局長等に届け出るものとする。
- (2) 事業実施主体は、工事が完了したときは、別紙様式第18号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

4 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第10 未しゅん功工事の防止

施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第11 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

第12 施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、この限りではない。また、事業実施区域内に存する団体等（事業実施主体となり得る者に限る。）であって事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合には、その団

体等に管理させることができる。この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取扱いについて(昭和39年11月19日付け39経第4086号)農林大臣官房経理課長通知)様式第3号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の経路を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。)内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。

以下「適正化法」という。)第22条に基づく財産処分(以下単に「財産処分」という。)として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 利用計画の変更

第8の7の利用計画の変更は、振興推進計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体は、利用計画を変更できるものとする。

5 災害等の報告

- (1) 事業実施主体は、災害等により、事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事(工事施工中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。)が発生し、又は事業の遂行が困難となった場合は、その旨について別紙様式第19号により地方農政局長等に速やかに報告し、指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額(手戻り工事の場合は損害額)、防災措置、復旧措置等を明らかにした上で被災状況写真を添付するものとする。

また、地方農政局長等は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

- (2) 手戻り工事が発生した場合、事業実施主体は、速やかに管轄する地方農政局(北海道にあつては農林水産省農村振興局)へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に地方農政局長等に(1)の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、別紙様式第20号により直ちに地方農政局長等に報告するものとする。

第13 事業実施主体が行う関係書類の整備

事業実施主体は、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する総会等の議事録

(2) 予算書及び決算書

(3) 分(負)担金賦課明細書

(4) その他予算関係書類

2 工事施工関係書類

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

(1) 入札てん末書類

(2) 請負等契約書類

(3) 工事完了届及び現場写真

(4) 建築確認に係る検査済証(建築工事の場合)

(5) その他関係書類

3 経理関係書類

(1) 金銭出納簿

(2) 分(負)担金徴収台帳

(3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)

(4) その他

4 往復文書等

本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画、申請書類、
交付決定書類及び承認書類及びに設計書類

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他

第14 交付対象事業費の内容、構成及び積算

別紙7第2の3の事業に係る交付対象事業費の内容等は、以下に掲げるとおりとする。

1 交付対象事業費の内容

(1) 建設工事及び製造請負工事費

建設工事及び製造請負工事費の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

<p>1 工事費</p> <p>(a) 建設工事費</p> <p>(b) 製造請負工事費</p> <p>(c) 機械器具費</p>	<p>機械器具は汎用性がないものに限る。</p>
---	--------------------------

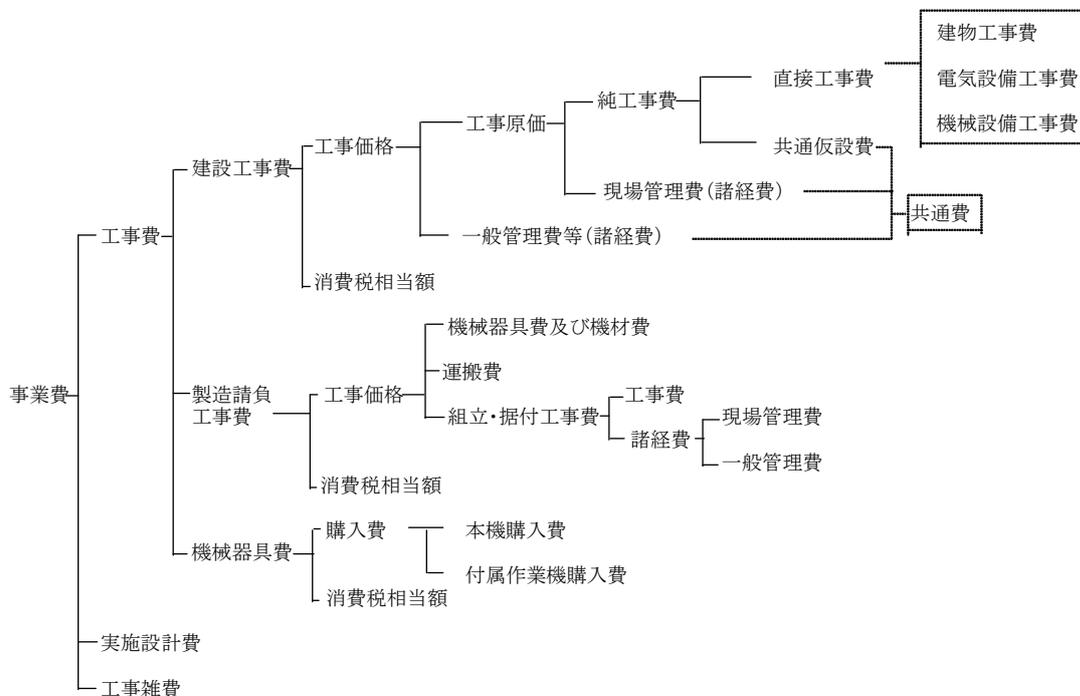
<p>2 実施設計費</p> <p>3 工事雑費</p>	<p>農山漁村振興支援交付金（農山漁村活性化整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知）（以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2</p>
------------------------------	---

2 本交付金に係る事業費の構成

1の交付対象事業費の構成は、次を標準とする。

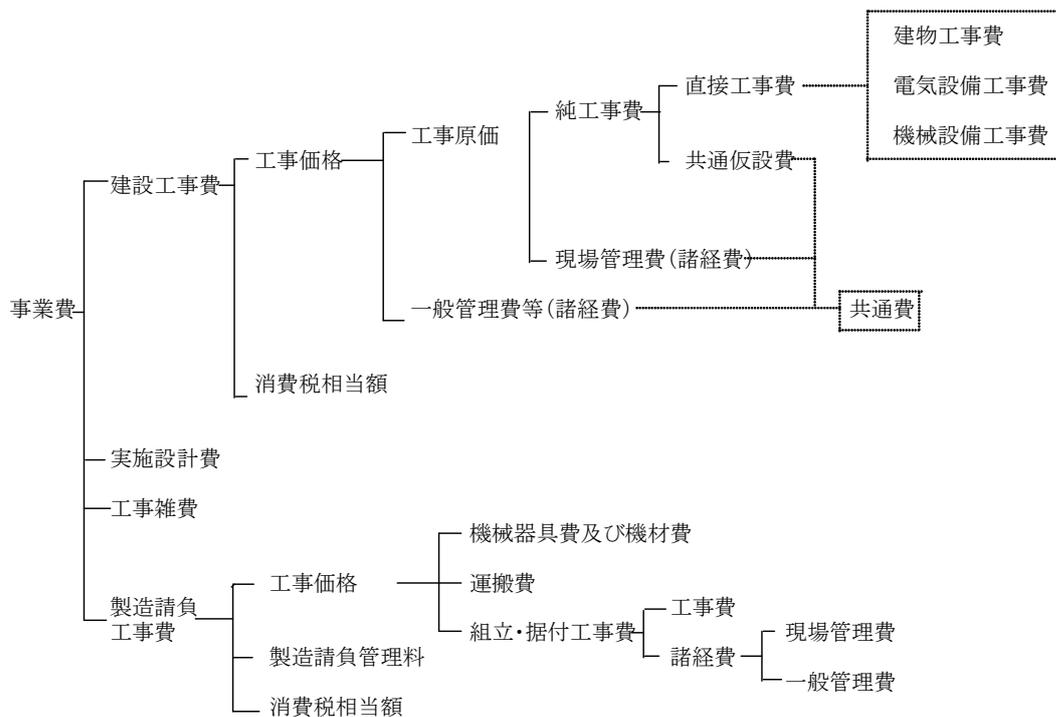
(1) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



注)この表は、「営繕工事積算基準」、「営繕工事共通費積算基準」、「営繕工事共通費積算基準の運用」の制定について(平成13年9月3日付け13経第663号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



3 本交付金に係る事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法に区別して積算するものとする。

(1) 建設工事及び製造請負工事

建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具費・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消

費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とし、性能の比較検討等を行うものとする。

- b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用

仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他の	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする表 1 に掲げる現場管理費及び表 2 に掲げる一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表 1 現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具

	及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職

法定福利費	金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。） 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用

とする。)及び設計費(設計に必要な費用とする。)とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱いの別表3に定める交付対象事業別の附帯事務費の率を乗じて得た額以内とする。交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱いの記の1によるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としない。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が地方農政局長等と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即して適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第15 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。